

○須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会規則

(令和5年3月29日規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第8号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、須坂市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年須坂市条例第34号）第16条の規定により、条例第1条に規定する須高行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び運営に関する規定)

第2条 審査会の組織及び運営については、[須坂市情報公開・個人情報保護審査会規則（令和4年須坂市規則第42号）](#)の例による。ただし、同規則第5条の規定にかかわらず庶務については、事務局において処理する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。